

広情個審第60号
平成30年3月15日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 大久保 隆志

公文書開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成28年4月22日付け広市教学生第13号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第151号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成28年4月22日付け広市教学生第13号の諮問事案（諮問第151号事案）

平成28年1月18日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同月29日付け広市教学生第20号で行った公文書開示決定に対する平成28年3月24日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関が、上記公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った公文書開示決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が行った本件開示請求について、「実施機関が行った開示決定、開示内容は法解釈に誤りがあり合理性を欠いており、開示内容を改めよ」との裁決を求め、申立人が真に請求している内容の公文書の開示を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

前提として、行政不服審査法第45条には「異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。」と期限についてのみ記述があるものである。

事実、その通りに当請求人は申し立てており、何ら触法行為はない。

しかしながら、実施機関は、それが事実と反する、もしくはその可能性があるとして主張しているが申立人は推認するところである。

その事実と反することが事実であるとするならば、その事実を実施機関自らが証明もしくは疎明したうえで、異議申立てを却下とすればよいと考える。むしろ行政不服審査法は形式審査を認めていないためそれ以外の法手続きはないはずである。

申立人は異議申立書に、実際に知った日の記述の必要があるので記述したのであって、それについて疑義があるのであれば、その事実を実施機関が自ら証明もしくは疎明すべきであるとする。要するに挙証責任は、合理的な理由もなく、あらぬ嫌疑を申す実施機関にある。

判例で「処分があったことを知り得たというだけでは足りない」とされており、そもそも2016年1月15日付確認書なる書面に合理的な理由請求なく、が不適切な事務である。

したがって、申立人に対して、実施機関は法に定めのない行為を強要しており、これらのことから実施機関自身が触法行為を行ったと思慮される。

実施機関は、後付の理屈で根拠づけしているため合理性を欠くと思料するところであり、拡大解釈にすら成りえていない状況である。

従って、2016年1月15日付確認書なる書面の作成段階において実施機関内部での検討資料の中に、根拠法定等の記述は無いものと推認するところである。

3 実施機関の主張要旨

説明書、口頭意見陳述における実施機関の主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

本件開示請求は、平成28年1月15日付け「確認書」に記載されている「どうして処分があったことを知った日」が当該日になったかと問える根拠の一切、要するに処分があったことを知った日が、なぜその日になったかを問える根拠を求めているのであり、その根拠は、行政不服審査法第45条であることから、その条文を開示したものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

本件開示請求は、平成28年1月15日付け確認書により、「どうして処分があったことを知った日」が当該日になったかと理由を問える根拠となる公文書の開示を求めるものである。

行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「法」という。）第45条は、「異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。」と規定されている。

実施機関は、申立人から提出された平成27年12月23日付け異議申立書の「処分があったことを知った日」の記載が、「平成27年11月29日」となっており、当該処分を行った平成27年5月29日から逆算して考えると、約180日が経過していたことから、上記確認書により照会したものである。

通常、これだけの期間の経過後に初めて当該処分があったことを知ることは、特段の事情がない限り起こり得ないものであり、実施機関の対応は、その特段の事情の有無を確認するための常識的なものである。なお、申立人が特段の事情を主張する場合は、申立人自らが当該特段の事情について説明

する必要がある。

また、こうした事務処理の根拠となる公文書の開示を求める本件開示請求に対して、実施機関が保有する公文書の中から請求の対象となっている公文書を特定し、開示したという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

したがって、本件開示請求に対して行った公文書開示決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
28. 4. 22	広市教学生第13号の諮問を受理（諮問第151号で受理）
29. 12. 8 (第1回審査会)	第2部会で審議
30. 1. 12 (第2回審査会)	第2部会で審議
30. 2. 8 (第3回審査会)	第2部会で審議
30. 3. 9 (第4回審査会)	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
大 原 健 嗣	中国放送㈱報道制作局長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
原 公 子	広島消費者協会理事
山 田 健 吾	広島修道大学教授